

低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱

(趣旨)

第1 本要綱は、さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(以下「施行細則」という。)の規定に基づき、さいたま市長(以下「市長」という。)が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関し必要な事項を定める。

(添付図書等)

第2 施行細則第2条第6号による図書については、以下に掲げるものとする。

- 1 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成二十四年経済産業省・国土交通省・環境省告示1119号)Ⅱ第2に規定する所管行政庁が認める基準を選択した場合は、建築物環境配慮計画書に基づく建築物の総合的な環境性能を評価する方法による格付けでS又はAを取得していることを証する写し
- 2 本要綱に定める様式等による図書
 - ① 認定基準適合の根拠を説明した様式第1号による設計内容説明書
 - ② ①の説明書記載の基となる計算データ(算定用WEBプログラムを用いたものも含む)
- 3 施行細則第6条第1項による必要な図書については、委任状(申請者以外の者が提出する場合に限る)、認定通知書(変更認定を受けている場合は、変更認定通知書)の写し及び以下に掲げるもののいずれかとする。
 - ① 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
 - ② 建築士法第20条第3項の規定による工事管理報告書の写し
 - ③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の写し
 - ④ 上記以外で、完了を確認できるもの。

(記載事項変更届)

第3 認定低炭素建築物新築等計画の記載事項について、都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「法」という。)第55条に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(国土交通省令第44条に定める軽微な変更を除く。)以外の変更で、届け出ることが必要と判断された場合にあっては、様式第2号により記載事項の変更を届け出ること

附則

この要綱は、平成24年12月5日から施行する。

附則

改正後の要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

改正後の要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。